

老人福祉専門分科会	
R2.6.2	資料3

老人憩の家の 利用者負担の見直し

老人憩の家の設置目的等

1 設置目的

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図る。

2 位置付け

(1) 昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく施設

(2) 昭和45年4月開設の「松代老人憩の家」をはじめ、現在市内に計10施設設置されている。

(松代・石川・大豆島・茂菅・若槻・新橋・氷鉦・東北・若穂・東長野)

(3) 利用者の範囲：市内在住の60歳以上の者

(その他市長が特に認める者として障害者手帳所持者及び介助者等)

計画における方針・目標

あんしんいきいきプラン21

第8次高齢者福祉計画（平成30年度－令和2年度）

○利用者の安全確保のため、該当する施設の適切な維持改修を進めるとともに、公共施設マネジメント指針に沿って施設の統廃合を含めた見直しを検討します。

○平成29年度の利用料金変更後の利用状況を検証し、改めて利用者負担の見直しについて検討します。

利用料金の経過

昭和45年度から開設された老人憩の家は、厚生省社会局長通知に基づき設置され、通知では原則として無料とされているが、長野市では特別な設備として「浴室」を設けたため、実費として利用料金を徴収している。

- ・ 昭和45年度 ~ 無料
- ・ 昭和59年度 ~ 50円
- ・ 平成11年度 ~ 70円
- ・ 平成14年度 ~ 100円
- ・ 平成19年度 ~ 120円
- ・ 平成22年7月 ~ 150円
- ・ 平成29年7月 ~ 200円

直近の利用料金改定の経過

【平成22年7月】 150円に改定(*改定前120円)

コスト計算額 230円 ⇒ 改定上限額 180円 ⇒ **決定額 150円**
(3年後の見直しが条件) (経済情勢等考慮)



【平成25年度】

・利用料金見直しは行わず、危険区域立地・老朽化施設の再編検討を優先



【平成29年7月】 200円に改定(7年間利用料金改定未実施)

コスト計算額 227円 ⇒ 改定上限額 225円 ⇒ 提案額 220円
⇒ **決定額 200円**(負担緩和考慮)

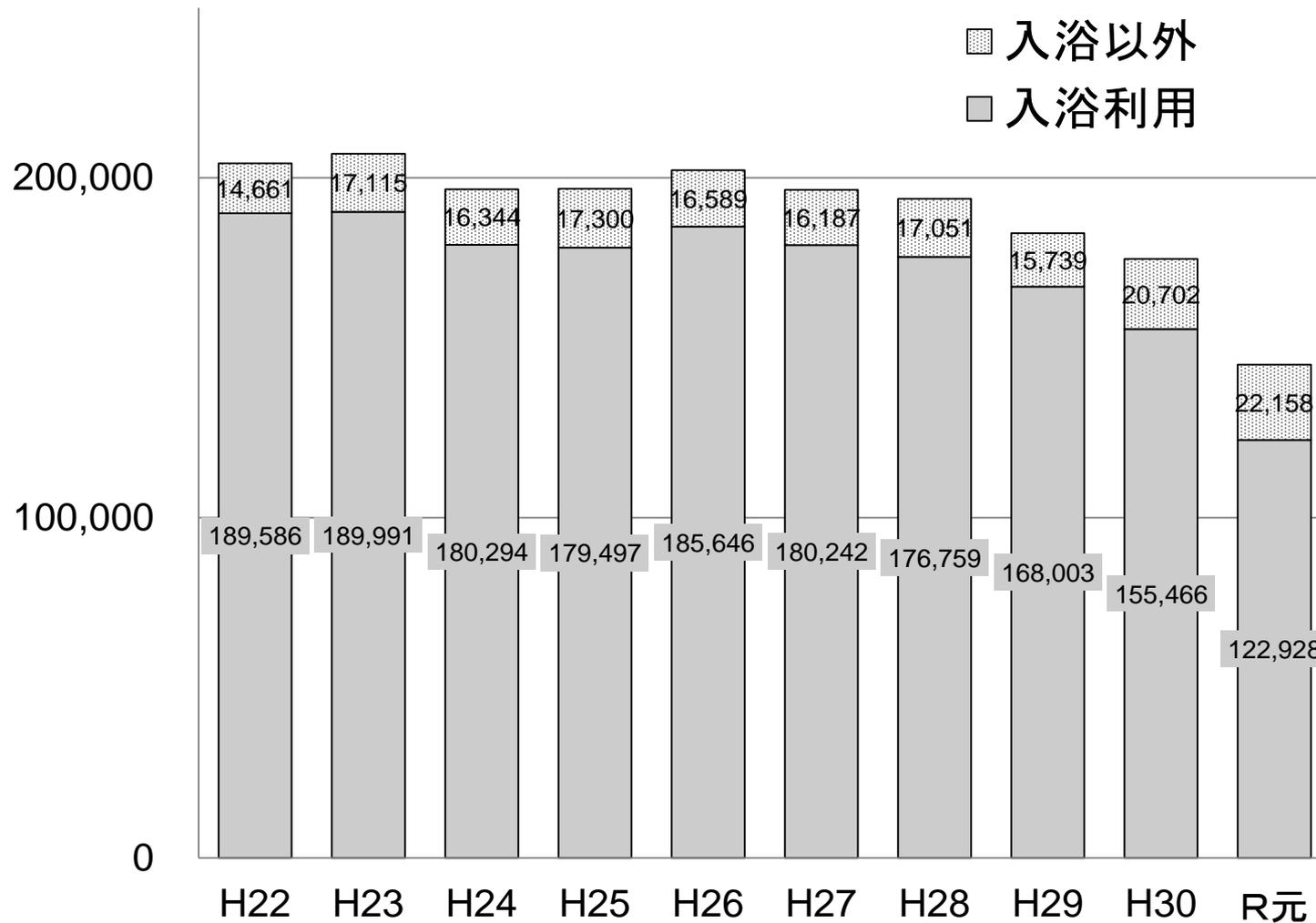
(附帯意見) 改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に利用者負担の見直しの検討を行うこと



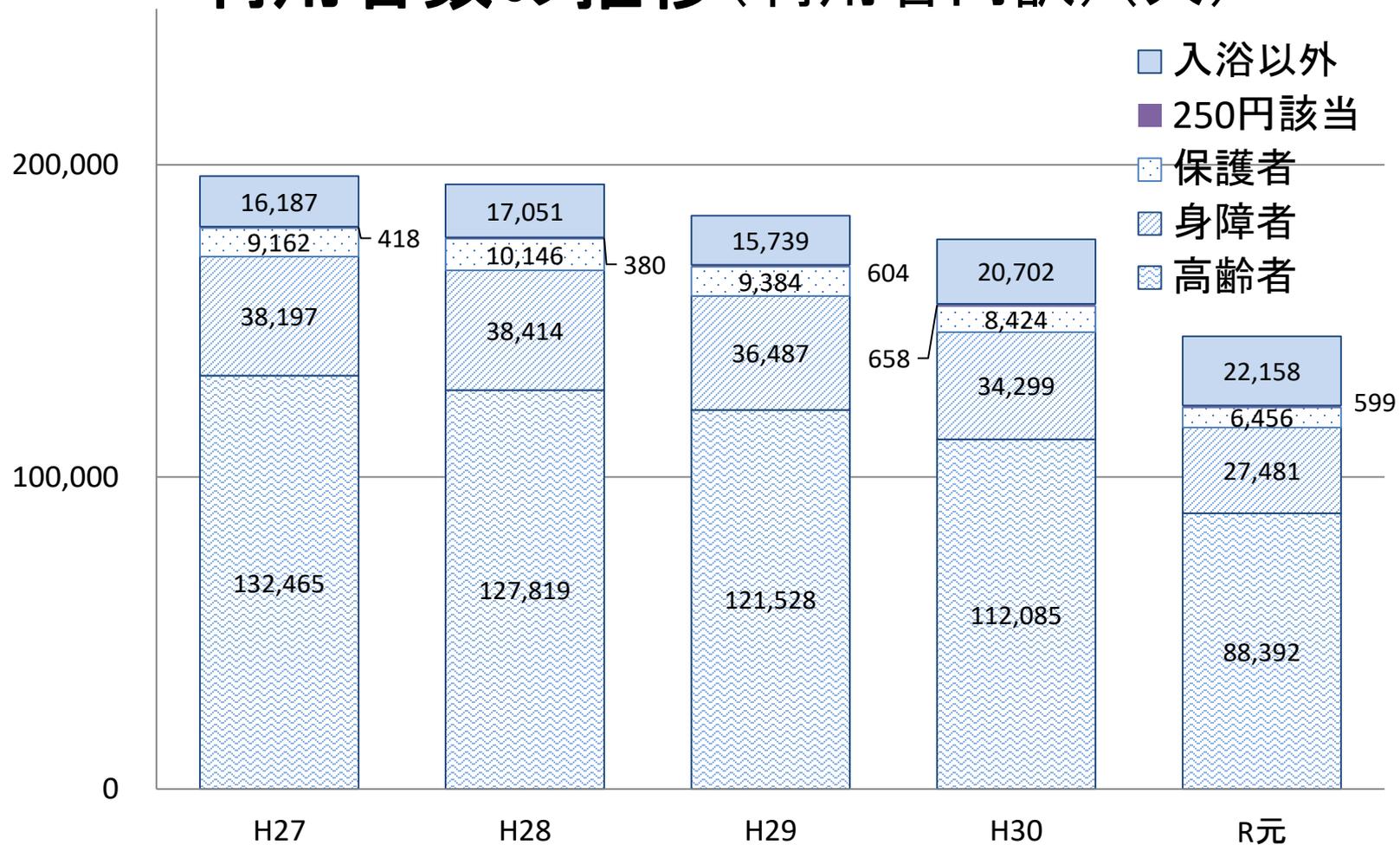
【令和元~2年度】 利用者負担の見直しの検討 (消費税増税など)

利用者数の推移

(入浴利用者とそれ以外)(人)



利用者数の推移(利用者内訳)(人)



【参考】 年間の利用料金収入(全10施設の合計額)

区分	H27	H28	H29	H30	R元
利用収入(円)	18,877,030	18,116,450	21,683,670	21,063,280	16,644,980

入浴施設の利用料金比較

	施設数	利用料金	平均料金
老人憩の家	10か所	200円	200円
公衆浴場	7か所	380円～400円	396円
公設入浴施設	11か所	350円～510円	454円
民間入浴施設	11か所	300円～720円	520円

公設入浴施設の障害者割引

地区	施設名	利用料金	障害者減免
芋井	長野勤労者いこいの村 アゼイリア飯綱	510円	なし
松代	国民宿舎「松代荘」	510円	なし
若穂	保科温泉	410円	なし
若穂	温湯温泉湯～ぱれあ	510円(高齢者350円)	有(障害者半額)
豊野	豊野温泉りんごの湯	410円	なし
戸隠	戸隠交流集会施設 森林囃子	410円	なし
鬼無里	奥裾花温泉 鬼無里の湯	510円	なし
大岡	聖山パノラマホテル	360円	なし
大岡	大岡交流施設 大岡温泉	350円	なし
新町	信州不動温泉 さぎり荘	510円	なし
中条	信州むしくらの湯 やきもち家	500円	なし

老人憩の家利用料金表

市内に居住する60歳以上の者		200円
市長が特に認める場合		
①	市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳所持者	無料
②	①に必要と認められる引率者又は介護者1名	無料
③	虚弱老人等の付き添い人	250円

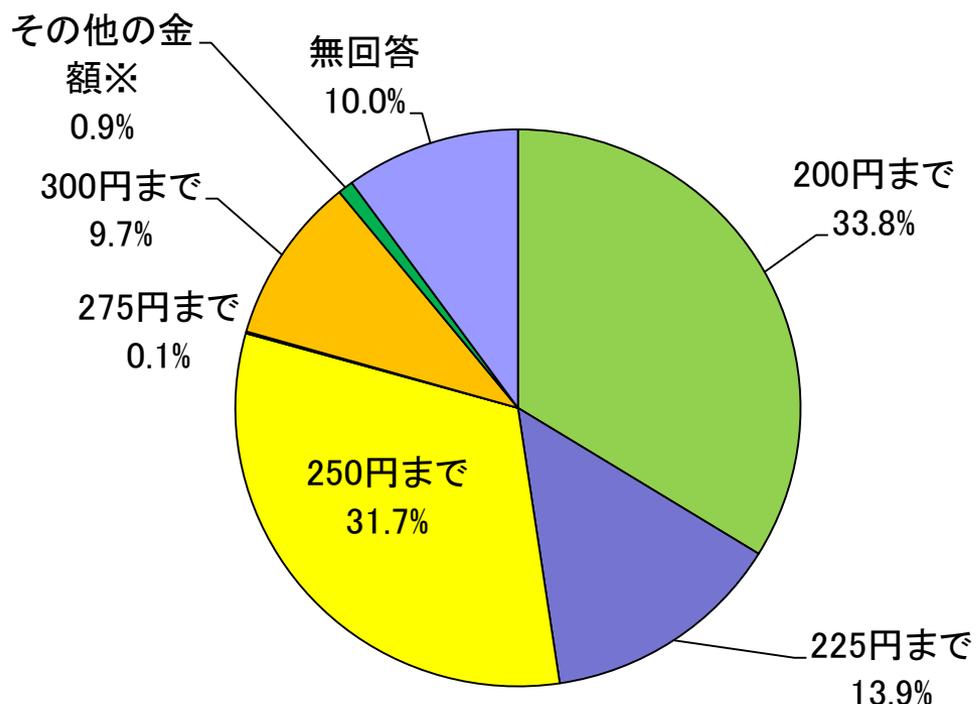
老人憩の家利用者アンケート

- ・ 調査期間 H30.12.3～ H30.12.14
- ・ 調査場所 老人憩の家10施設
- ・ 調査方法 調査場所において調査期間内の来館者に対して任意回答により回収
- ・ 対象者 老人憩の家利用者（一般高齢者と身障者手帳所持者等を分けて調査）
- ・ 回収状況 1,170件（一般高齢者と身障者手帳所持者等を分けて集計）

一般高齢者・利用者アンケート

① 一般高齢者の老人憩の家の利用料金は、いくらが適切か。

・入浴に係る経費は一人当たり227円(平成28年度決算ベース)であることを示したうえで、今後の老人憩の家の適切な利用料金について聞いたところ、現在の利用料金を超える金額に変更してもいいという人が55.6%いました。現在と同じ200円までがよいという人は、33.8%いました。

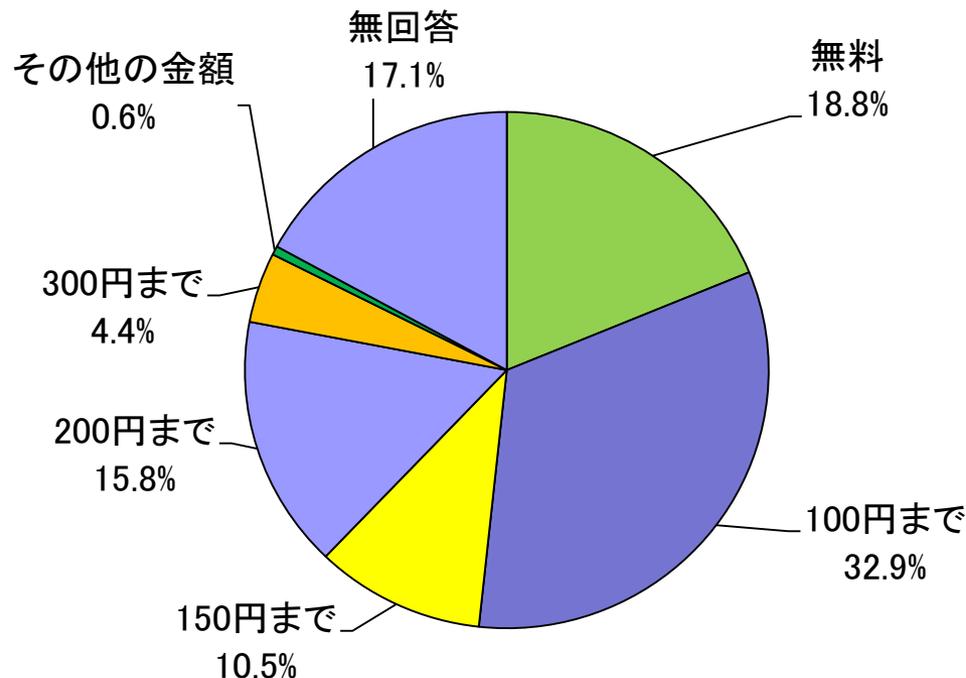


200円まで	307人
225円まで	126人
250円まで	288人
275円まで	1人
300円まで	88人
その他の金額	8人
無回答	91
回答数	909人

一般高齢者・利用者アンケート

② 身体障害者の老人憩の家の利用料金は、いくらが適切か。

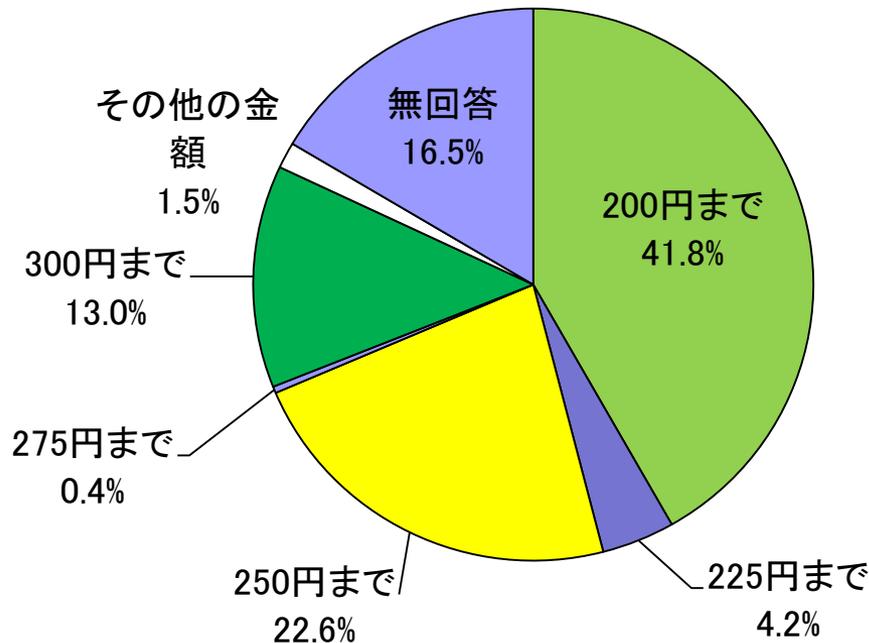
・身体障害者手帳所持者の利用料金は、現在無料ですが、適切な利用料金を徴収することについて問うたところ、64.1%の人が一定の利用料金を徴収するべきと答え、現在のまま無料でよいと答えた人は18.8%でした。



無料	171 人
100円まで	299 人
150円まで	95 人
200円まで	144 人
300円まで	40 人
その他の金額	5 人
無回答	155 人
回答数	909 人

① 一般高齢者の老人憩の家の利用料金は、いくらが適切か。

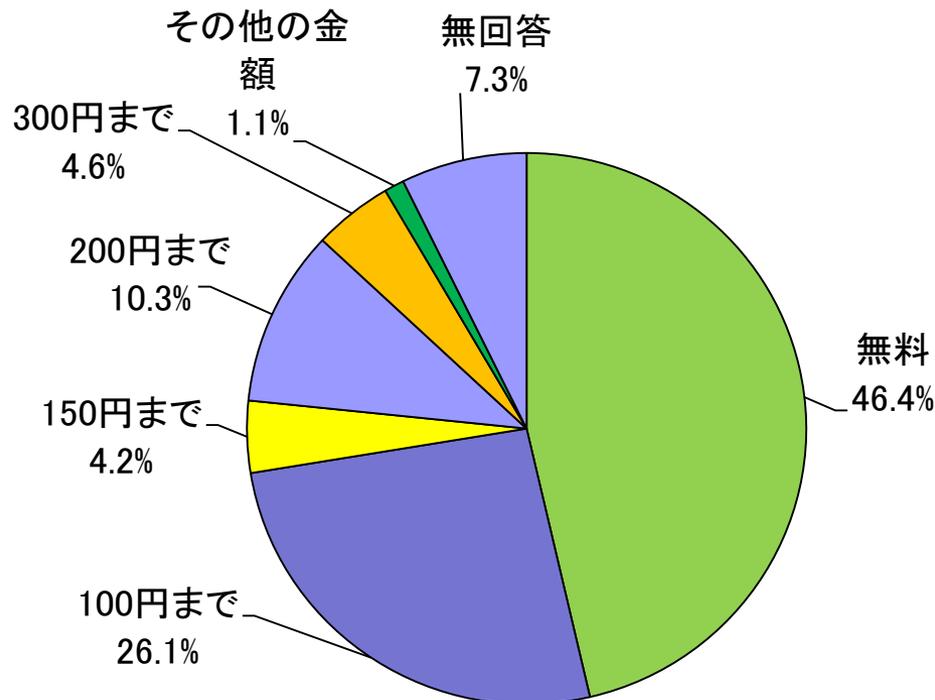
・入浴に係る経費は一人当たり227円(平成28年度決算ベース)であることを示したうえで、身障者手帳所持者等に対し、一般高齢者についての今後の老人憩の家の適切な利用料金について聞いたところ、現在の利用料金を超える金額に変更してもいいという人が40.6%いました。現在と同じ200円までがよいという人は、41.8%いました。



200円まで	109 人
225円まで	11 人
250円まで	59 人
275円まで	1 人
300円まで	34 人
その他の金額	4 人
無回答	43
回答数	261 人

② 身体障害者の老人憩の家の利用料金は、いくらが適切か。

・身体障害者手帳所持者の利用料金は、現在無料ですが、適切な利用料金を徴収することについて身障者手帳所持者等に問うたところ、現在のまま無料でよいと答えた人、及び一定の利用料金を徴収するべきと答えた人がほぼ同率の46.4%いました。



無料	121 人
100円まで	68 人
150円まで	11 人
200円まで	27 人
300円まで	12 人
その他の金額	3 人
無回答	19 人
回答数	261 人

老人憩の家所長への意見聴取

- ・令和元年7月実施
- ・市内10か所の老人憩の家の所長に対して利用者負担に関する現場担当者としての所感を聞く

① 利用者負担見直し(平成29年7月)前後の利用者数の傾向は？

ア 見直し前から長期減少傾向……………5人

イ 見直し前は増加していたが、見直し後減少…2人

ウ ほぼ一定……………3人

(10人中)

②(質問①でア又はイと答えた所長へ)利用者が減少した理由は？

- ア 常連利用者のさらなる高齢化……………5人
- イ 免許返納や公共交通機関の減少……………2人
- ウ 民間公衆浴場の利用……………2人 (複数回答)

意見聴取結果からの検証

平成29年7月の利用者負担見直しによる影響は小さく、それ以前から続いている長期的な傾向によるものとみられる。

理由としては、主に、常連利用者の高齢化が進み、施設を利用しなくなった影響が大きいと考えられる。

コスト計算による利用料金試算

(平成30年度決算ベース)

- 「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、入浴関連コストをカバーするための一般高齢者の利用料金を次のように試算
- 同基準に基づく【入浴関連コスト】÷【入浴利用者数】
=【コストに対して利用者が負担すべき利用料金】

入浴関連コスト(平成30年度ベース)に対する
利用料金

42,595千円 ÷ 155,466人 = 273円

全体コストと入浴関連コスト

「行政サービスの利用者の負担に関する基準」
に基づく「基準コスト」

全体コスト	運営費(A)	126,497千円
	償却費(B)	21,959千円
	実費コスト計(A+B)	148,456千円
	運営費(A)の75%(C)	94,873千円
	償却費(B)の25%(D)	5,490千円
	基準コスト計(C+D)	100,363千円
入浴関連コスト	運営費(E)	55,406千円
	償却費(F)	4,160千円
	実費コスト計(E+F)	59,566千円
	運営費(E)の75%(G)	41,555千円
	償却費(F)の25%(H)	1,040千円
	基準コスト計(G+H)	42,595千円

収支試算

(平成30年度決算ベース)

(1) 現行

収入 200円 × 155,466人 = 31,093千円

支出(入浴関連コスト) = 42,595千円

差額 = -11,502千円

(2) 試算

収入 273円 × 155,466人 = 42,442千円

支出(入浴関連コスト) = 42,595千円

差額 = -153千円

利用者負担の見直しスケジュール

20

年 月	内 容
令和元年 5月27日	・社会福祉審議会へ諮問 ・令和元年度第1回老人福祉専門分科会(諮問内容説明)
10月29日	《老人福祉専門分科会 開催中止》
令和2年 2月3日	・令和元年度第2回老人福祉専門分科会(令和2年度へ審議継続を決定)
6月2日	・令和2年度第1回老人福祉専門分科会(実態・分析報告)
8月	・令和2年度第2回老人福祉専門分科会(考え方の整理)
10月	・令和2年度第3回老人福祉専門分科会(答申案決定) ・社会福祉審議会から市長に答申
11月	・庁内合意
令和3年 3月	・条例改正
4月	・市民周知(4月～6月)
7月	・利用者負担見直し